平成２３年（フ）第５２３号
愛知県碧南市鴻島町２丁目17番地
債務者　星野　信子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月26日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
北海道旭川市豊岡12条４丁目４番７号　パールハイツ124―102号
債務者　石川　伸也
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３０号
北海道深川市緑町５番19号　Ａの301
債務者　會田　　希
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３４号
北海道旭川市春光台２条１丁目４番14号　マザール21―102号室
債務者　秋葉　真紀（旧姓合田）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３５号
北海道旭川市北門町11丁目2206番地　いるか302号
債務者　笠井　弘美（旧姓西方）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３８号
北海道空知郡南富良野町字北落合180番地１
債務者　佐々木　耕
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７０２号
横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目15番12号　メゾン・ダコール402
債務者　宮島　清子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７８９号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン４―３号棟204号
債務者　木幡　昌子（旧姓谷田貝）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７９８号
横浜市港北区新横浜１丁目19番地10　ＦＩＳ横浜204
債務者　高橋　弘二
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８７０号
神奈川県鎌倉市城廻329番地32
債務者　雨宮　美紀
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８３号
横浜市泉区新橋町1115番地４　ラ・コリーナ104号
債務者　宮原　啓介
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８７号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目32番５号　釜利谷東ハイツ５―203
債務者　佐竹みどり
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５９号
岡山市北区高松原古才368番地６
債務者　熊谷　武則
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７７号
岡山市中区藤崎521番地１
債務者　前原　義之
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３２号
岡山市中区沢田145番地５　原渕方２階
債務者　酒井　早雄
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部